

課題	施策	主な取組	取組内容	関連事業	補足コラム
1.ジェンダー平等の意識づくり	(1)若年層の意識づくり	①学校教育の推進	ジェンダー平等や人権尊重、多様な性のあり方を含めた性に関する包括的な教育を発達段階に応じて実施するほか、日々の教育の中でジェンダー平等・人権尊重意識の向上に取り組む。	性暴力・性犯罪対策の教育 助産師によるいのちの授業 性的指向・性自認に関する教育 キャリア教育・職場体験 スクールカウンセラー等による面談	
		②幼児教育の推進	身体の安全に関する教育等を発達段階に応じて実施するほか、性別役割意識の強化につながらないように留意して日々の教育に取り組む。	プライベートゾーンに関する教育	
		③保護者、教員、保育士等の理解促進	保護者、教員、保育士等の子どもの育成に携わる関係者が、ジェンダー平等意識に基づく教育を実践できるよう、研修等を行う。	保護者向け公開授業・啓発講座 教職員研修 保育士研修 学童保育所職員研修	
	(2)地域における意識啓発	④市民等への意識啓発	市民や事業者等に対して、様々な機会を利用して、ジェンダー平等や多様な性のあり方、性暴力やハラスメントの防止等に関する意識啓発を行う。	情報誌・市報での啓発 男女平等参画ステーション講座・出張講座 公民館講座	
		⑤様々な主体と連携した啓発	事業者、商工会、大学、市民団体など様々な主体との連携による啓発を促進することにより、地域全体での意識醸成を図る。	民生委員・児童委員等への啓発	
		⑥セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点での健康課題等に関する啓発を通じて、ヘルスリテラシーの向上を図るとともに、生涯を通じた女性の健康支援を推進する。	女性の健康週間での啓発 乳がん・子宮がんに関する啓発・検診 妊娠・出産に関する啓発・検診 月経随伴症状・更年期症状等に関する啓発 性感染症の啓発 生理用品の配布（小中学校・公共施設）	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

課題	施策	主な取組	取組内容	関連事業	補足コラム
2.様々な分野でのジェンダー平等の推進	(3)職業と家庭におけるジェンダー平等の推進 【女性活躍推進計画】	⑦女性の就労・起業促進	東京しごとセンターやハローワークとの連携による情報提供や、セミナー、相談支援等の実施により、女性の就労や起業を促進する。	みらいのたね相談（職業相談） 出張ハローワーク 女性のための再就職支援セミナー 創業塾 Kuni-Biz経営支援	
		⑧男性の育児等への参画促進	家事や育児の担い手として男性の参画を促進するため、講座等により普及啓発を図る。	ウェルカム赤ちゃん教室 子育てプログラム 男性の料理教室	
		⑨子育て・介護の支援	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と介護サービスの充実により、子育てや介護の負担を軽減し、仕事との両立を支援する。	保育・子育てサービスの充実 保育付き講座・セミナー 介護サービスの充実	
	(4)防災におけるジェンダー平等の推進	⑩防災分野における女性の参画促進	性別の違いによるニーズの違い等を施策に反映させるために、防災分野の様々な場面における女性の参画を促進する。	防災会議における女性委員の登用 避難所参集職員における女性職員の配置	
		⑪女性や性的マイノリティへ配慮した避難所運営	避難物資の備蓄や着替え場所の確保、性被害の防止等、女性や子育て家庭、性的マイノリティ等に関する留意点に配慮した避難所運営に取り組む。	避難所運営マニュアルの見直し 避難物資等の見直し 多様な避難者を想定した訓練	

課題	施策	主な取組	取組内容	関連事業	補足コラム
3.配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援 【配偶者暴力対策基本計画】	(6)未然防止と早期発見	⑫啓発と周知	暴力を容認しない意識を醸成し、自身や周囲の被害または加害に気付く機会とするため、相談窓口の周知と合わせて啓発を行う。	ダブルリボンキャンペーン デートDV防止リーフレット 市報・相談窓口カード等での周知 加害者へのアプローチ方法の検討	同性間の被害
		⑬早期発見体制の整備	関係者に対する研修を実施するとともに、関係機関と密に連携し、各機関や地域での早期発見につなげる。	民生委員・児童委員への研修 保育園・学校・保健センター等との連携	
	(7)被害者の支援	⑭相談支援	それぞれの関係部署が連携した相談支援体制を整備し、個別の状況に応じた支援につなげる。	女性ホットライン 夜間・休日女性相談 福祉総合相談（男性被害者等）	
		⑮安全確保	身体等の安全を確保する必要がある被害者に対し、住民基本台帳の閲覧制限等の対応を行うとともに、緊急一時保護等の対応を行う。	被害者情報等の保護 公的シェルター等での保護 短期宿泊事業 同行支援	男性被害者
		⑯生活再建支援	被害者の個別の状況に合わせて、生活再建に向けたケアや支援を行う。	自立支援事業 ひとり親家庭支援 子どものケア	
	(8)体制の強化	⑰配偶者暴力相談支援センターの設置検討	ワンストップでの迅速な被害者支援体制を構築するため、配偶者暴力相談支援センターの整備に向けて、庁内体制等の課題を整理して検討する。	配偶者暴力相談支援センターの設置検討	
		⑱庁内連携と研修・訓練	被害者情報等の保護や加害者対応に関する庁内連携を徹底するため、庁内連絡会を開催して情報共有するとともに、対応マニュアルに沿った研修・訓練を行う。	被害者支援庁内連絡会（研修・訓練） 対応マニュアルの点検	
		⑲関係機関との連携	庁内関係部署や外部関係機関による協議会を設置し、情報共有や連携を強化する。	協議会の設置 東京都女性相談センターとの連携 民間支援団体との連携 医療機関との連携	

課題	施策	主な取組	取組内容	関連事業	補足コラム
4.困難な問題を抱える女性等への支援	(9)包括的な支援体制の整備	⑳相談支援体制の整備	様々な困りごとに対応する相談窓口を整備するとともに、必要とする方に情報が届くように、相談窓口カードを作成して配布する。	福祉総合相談 女性相談／夜間・休日女性相談 男女平等参画ステーション相談 法律相談／女性のための法律相談 生理用品の配布（相談窓口カード同封）	
		㉑様々なニーズへの対応	国籍や言語、しょうがい等、それぞれが抱える事情によらず、すべての人が安心して相談できる体制を整える。	通訳支援 しょうがいへの合理的配慮 SNS相談の導入に向けた検討 カウンセリング相談の拡充検討	
		㉒相談員等の研修の実施	高齢者支援やしょうがいしゃ支援、生活福祉等の福祉部門の相談員等が、ジェンダー平等の視点に留意して相談支援に当たることのできるように、研修を実施する。	相談員研修 ゲートキーパー養成研修（自殺対策）	
		㉓民間支援団体との協働	民間支援団体との協働により、民間の専門性や柔軟性を活用し、切れ目のない中長期的な支援を実施する。	女性パーソナルサポート事業 （自立支援事業、短期宿泊事業、アウトリーチ支援）	
		㉔関係機関との連携	庁内関係部署や外部関係機関による支援調整会議を設置し、情報共有や連携を強化する。	支援調整会議の設置 東京都女性相談センターとの連携 民間支援団体との連携 医療機関との連携	
		㉕困難女性支援法に基づく基本計画の策定	有識者や当事者へのヒアリングを踏まえて地域における課題等を整理し、困難女性支援法に基づく基本計画を策定する。	基本計画の策定	
	(10)個別の状況に応じた支援	㉖生活困窮者等への支援	個別の状況に応じた相談支援や同行支援、居場所の確保等により、経済的な問題や家庭環境の課題を抱える女性等の中長期的な自立を支援する。	自立支援事業 短期宿泊事業 同行支援 ひきこもり女子会・ママ会	
		㉗ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭が抱える課題を解決するために相談支援や支援サービスを実施するほか、離婚に関する法的知識等について学ぶことのできる講座を実施する。	ひとり親家庭相談・支援サービス 離婚に関する基礎知識講座	
		㉘性暴力、ストーカー等の被害者への支援	性暴力、性犯罪、性的搾取、ストーカー等の被害者からの相談を受け、専門機関の情報を提供するとともに、必要な支援を行う。	被害者情報等の保護 自立支援事業 短期宿泊事業 同行支援	男性被害者

課題	施策	主な取組	取組内容	関連事業	補足コラム
5.性的マイノリティへの支援	(11)若年層への支援	⑲学校での支援	性別違和を抱える児童・生徒等が安心して学校生活を送れるように相談支援体制を整備し、本人の希望を尊重した対応を行うとともに、周囲の児童・生徒の理解を促す教育を行う。	スクールカウンセラーによる面談 制服・水泳着の選択制 更衣室・健康診断等における配慮	
		⑳交流の場づくり	近隣市や民間団体と連携し、若年層の当事者同士が安心して交流できる場を定期的に開催する。	若年層性的マイノリティ居場所事業	
	(12)様々な困難の解消	㉑相談支援体制の整備	男女平等参画ステーションでの専門相談を実施するほか、各部署の職員が多様な性のあり方やアウトティングの危険性について十分に理解した上で、連携して支援を行う。	SOGI相談 生きかた相談 福祉総合相談	SOGI・性的マイノリティ
		㉒性別にかかわらず利用できるトイレの整備	公共施設の新改築の際には、男女別のトイレに加えて、性別にかかわらず利用できるトイレの整備を進める。	性別にかかわらず利用できるトイレの整備	性別にかかわらず利用できるトイレの必要性
		㉓パートナーシップ制度の実施	同性カップルや事実婚の方等を対象にしたパートナーシップ制度を実施し、同性カップル等が抱える課題の解消につなげる。	パートナーシップ制度の周知・運用	
		㉔事業者への働きかけ	性的マイノリティが抱える住宅や医療等に関する課題に対応するため、事業者と連携した取り組みや事業者への働きかけを行う。	住宅確保要配慮者としての対応 医療機関への研修／受講機関の可視化の検討	
		㉕多様な性を考慮した既存事業の見直し	同性カップルやトランスジェンダーなど、多様な性のあり方を踏まえた既存の制度・事業等の見直しに取り組む。	性別記載の点検 同性カップルを考慮した既存事業の点検 トランスジェンダーを考慮した保健事業の点検	

課題	施策	主な取組	取組内容	関連事業	補足コラム
6.庁内における ジェンダー平等の 推進 【女性活躍推進計 画】	(13)政策決定の場 への女性の登用	③⑥審議会等委員へ の女性の登用	審議会等における女性委員の割合を全委員の40%以上とすることを旨とし、女性委員割合の公表やヒアリングの実施により、各審議会等の目的や性質に即して女性委員の登用を促進する。	各審議会等の女性委員割合等の公表 所管課へのヒアリング	
		③⑦管理職等への女 性の登用	職員の意識改革やサポート体制の強化により、管理職や係長職等への女性の積極的な登用を進める。	女性職員ワーキンググループ キャリアデザイン研修	特定事業主行動 計画
	(14)働きやすい環 境の整備	③⑧子育て等をサ ポートする環境の 整備	妊娠中や子育て中の職員に対する負担軽減や育児休業からの円滑な職場復帰の支援、男性職員の育児休業取得の促進に取り組む。	育児休業取得者座談会 子育て制度の手引き	
		③⑨時間外勤務の削 減と休暇の取得促 進	業務の効率化や平準化を進め、時間外勤務の削減に取り組むとともに、年次有給休暇等の取得促進に取り組む。	時間外勤務の削減 年次有給休暇の取得促進	
		④⑩ハラスメントの 防止	ハラスメント防止研修での意識啓発や、ハラスメントに関する指針や相談窓口の周知により、ハラスメントのない職場づくりを目指す。	ハラスメント防止研修 ハラスメント防止に関する周知	
		④⑪多様な性を尊重 した環境の整備	性的指向や性自認にかかわらず安心して働けるように、休暇制度等を整備するとともに、健康診断や更衣室、通称名の使用等において本人の希望や状況に応じて適切に対応する。	同性パートナーに関する休暇・手当の適用 性別適合手術・ホルモン治療への病気休暇の適用 健康診断や更衣室、通称名等の対応	PRIDE指標
	(15)職員の意識向 上	④⑫ジェンダー平等 推進員の設置	ジェンダー平等の観点での事業点検や意識啓発、課題発掘等に取り組むジェンダー平等推進員を各課に配置する。	ジェンダー平等推進員連絡会	
		④⑬職員研修の実施	ジェンダー平等や多様な性のあり方等についての意識啓発を図るための職員研修を行う。	SOGI研修 ジェンダー平等研修	
		④⑭ガイドラインの 整備	多様な性に関するガイドラインの改定に伴い、ジェンダー平等や公的表現等に関する指針を盛り込み、職員に周知する。	多様な性に関するガイドラインの改定 (公的表現に関する指針の作成)	

課題	施策	主な取組	取組内容	関連事業	補足コラム
7.計画の推進体制の強化	(16)男女平等参画ステーションの機能充実	④⑤意識啓発と認知向上	情報誌の発行や出張展示、出張講座などの様々なアプローチにより、市民等への意識啓発を行うとともに、男女平等参画ステーションの認知向上を図る。	情報誌発行 市報・生活便利帳掲載 展示／出張展示 講座／出張講座	
		④⑥相談支援の充実	性別役割分担意識等に由来する様々な相談に、関係機関と連携しながら対応するとともに、相談から浮かび上がる課題を啓発や施策の改善につなげる。	生きかた相談 法律相談 悩みごと相談 みらいのたね相談（職業相談） SOGI相談	
		④⑦市民同士の交流の促進	様々な年代・性別の市民が気軽に話し合い、ジェンダー等について気軽に学べる交流の場の開催等により、市民同士の交流を促進する。	ふらっと!しゃべり場	
		④⑧市内外での連携と情報発信	市内外の団体と連携して様々な協働を実践するとともに、先進的な取組等について市内外へ発信する。	市民団体等との連携 マスメディア等を活用した発信	
	(17)計画の執行管理と発展	④⑨苦情・相談の申出への対応	条例に基づく苦情・相談の申出に対して適切に対応するとともに、苦情・相談から判明した課題等について施策の改善につなげる。	苦情等の申出制度の周知 苦情等の申出への対応 男女平等推進市民委員会での審議	多摩マッチングプロジェクト
		⑤⑩近隣市等との広域連携	東京都や近隣市等との情報交換をもとに施策を発展させるとともに、広域的な課題解決に向けて東京都や近隣市等と連携した取り組みを行う。	男女平等施策連絡会 性自認及び性的指向に関する施策推進連絡会 性的マイノリティ支援ネットワーク	
		51計画の推進状況の把握と評価	推進状況調査及び意識調査をもとに、ジェンダー平等推進会議及び男女平等推進市民委員会にて計画の推進状況を評価し、適切な執行管理に努める。	推進状況調査 市民意識調査／職員意識調査 ジェンダー平等推進会議による評価 男女平等推進市民委員会による評価	